

プロジェクト名：児童養護施設退所者のアフターケア実践における課題

一満年齢での退所者の自立生活を支える地域ネットワークの構築

プロジェクト代表者：伊藤 嘉余子（教育学部・准教授）

1 研究の背景と問題の所在

さまざまな理由で親・保護者に養育されることができず、児童養護施設等の社会的養護下で育った子どもたちが社会的に自立できるよう支援するには、施設入所中のみならず、退所後においても継続的に支援を続けることが重要である。なぜなら、一般家庭の子どもは自立後も親や実家を頼ることができるが、施設で育った子どもは親に頼ることができない状況であり、自分が育った施設を頼るほかにないからである。こうした状況を鑑み、2005年に児童福祉法が改正され退所者のアフターケアが児童養護施設の業務として位置づけられたが、実際には退所者のニーズに十分応えられていない現状である。また、施設がアフターケアの何をどこまで担うのか、児童相談所等の地域の専門機関との役割分担等について明確に定められてはいない

児童養護施設等の退所者の自立生活を支える資源として児童相談所のほかに「自立援助ホーム」があるが、全国に71ヶ所（2010年度末現在）しかなく、数不足が指摘されている。施設出身者のニーズを把握した上で彼らの生活・人生を支える資源整備および地域づくりを進める必要がある。

2 研究の目的

本研究では、施設退所者のうち満年齢（18歳以上。中卒の場合は15歳。高校中退の場合は15-18歳）で退所となったケースに焦点をあて、施設退所に至った経緯や退所理由などの特性に着目しつつ、ケース特性に応じたアフターケアのあり方について考究することを目的とした。

アフターケアの重要性については、これまで多くの有識者や現場職員によって主張・指摘されてきたものの、退所理由と入所理由との関連性や退所に至った経緯などのケース特性に焦点をあてて支援のあり方について検証する先行研究はほとんど見あたらなかった。

また、伊藤（2010）が児童養護施設職員を対象に行った調査では「（アフターケアは）終わりが無い」「毎年退所者が増え、支援対象者が増える」という見通しのなさに起因する施設職員の負担や苦勞が大きいことが明らかになった。

本研究において、退所理由や退所に至った経緯など、ケース特性に応じた支援ニーズを明らかにすることによって、アフターケアの方法論の体系化の一助にしたいと考えるとともに、児童養護施設職員が担うべき支援と児童相談所や自立援助ホーム、要保護児童対策地域協議会をはじめとする地域の関係機関との有機的な連携のあり方について検証したいと考える。

3 研究の方法

3つの都道府県内にある児童養護施設（92施設）の協力を得て、2010年3月をもって「満年齢での措置解除」となったケース243事例を収集した。これらの事例について以下の項目の回答を求めた。①性別、②退所時年齢、③入所時年齢、④入所期間、⑤入所理由、⑥入所理由の改善度、⑦行うアフターケアの内容、⑧アフターケアを行う上での留意点。これらの情報をもとに事例分析を行った。

4 倫理的配慮

収集した事例のデータについては統計的に処理

を行い、結果の公表に際して施設や個人が特定されることのないよう十分配慮した。上記のような配慮を行う旨を調査の目的・趣旨とともに調査依頼文書および調査票表紙に明記した。また施設からの要望により、地域が限定される可能性が高い情報（交通、地域資源の数や種類、産業など）については公表しないことを誓約した。

さらに、研究結果については学会発表や論文等の形で公表する予定であることも伝え、調査票の変装によって、調査趣旨および結果の公表等について了承を得たものと判断した。

5 研究の結果

入所理由として最も多いのは「虐待・放任」であり、次いで「経済的理由による養育困難」「両親又はいずれかの精神疾患」と続いた。

退所までに入所理由はどの程度改善されたかとの問いに対しては「変化なし」が全体の 53.1%を占め、最も多かった。

アフターケアを行う計画の有無については「予定あり」が 203 名 (83.5%)、「予定なし」34 名 (14.0%)、無回答 6 名 (2.5%) であった。

「予定なし」の理由としては「家族との同居が決まっている」「遠方に居住予定のため」が同数 (10 名) で最も多く、その他として「施設 (職員) と退所者との関係ができていない」「退所者本人が施設との関わりを望んでいない」等があった。

「予定あり」のケースについて、行うアフターケアの内容について尋ねたところ、「親子関係調整」「就労継続のための支援」「生活を営む上での支援」「そのほか」の 4 つに大別することができた (表 1)。最も多かったのは、親子関係調整に関する支援であった。多くのケースにおいて入所理由となった養護問題が解決されておらず、親が自分の生活をきちんと立て直すことができていない。そのため、「親をどう捉えるか」「認識するか」「考えるか」といった発想や思考・認知の再構成や親への感情の整理を助けるとともに、親との距離のとり方に関する具体的なアドバイス (面会の頻度、電話への対応方法、急に会いに来られた時の対処方

法等) を行うという回答がほとんどのケースでみられた。

(表 1)アフターケア計画の内容

親子関係調整	親との距離のとりかた、親の代弁、親への仕送り、親の通院介護に関する相談支援 など
就労継続支援	敬語などの指導、職場訪問、職場に関する相談支援、毎朝の起床支援 (電話) など
生活支援	金銭管理に関する助言、保証人などに関する相談、家事指導、近所とのトラブル解決など
そのほか	恋愛・結婚、転職に関する相談、退所者同士の集いや施設への帰省、定期的な手紙など

(表 2)アフターケアの主たる担当者設定の背景

元担当職員	退所者との信頼関係ができており支援しやすい 入所中から退所者のことを知っているため安心感がある、FSW は家庭復帰ケースで手一杯
FSW	直接処遇職員と違って、アウトリーチできる時間がある、アフターケア専任職員として位置付けている、親の状況を把握しているため支援しやすい
施設長	職員が辞めてしまい、退所者を入所中から知っている職員が施設長しかいない、退所者の勤務先を世話したのが施設長だから支援しやすい
決めていない	時間のある職員が行うことにしている、誰でも必要に応じて対応できる体制をとっている、担当職員が辞めてしまったため全員でフォロー

6 まとめ

行う予定 (実際に支援中を含む) のアフターケアについてエピソードを収集したが、予想以上に漠然としたものや抽象的なものが多かったことが印象的であった。要は「退所者から具体的な相談や問題が持ち込まれたときに、それに合わせて動く用意をしている」ということであるが、養護問題を抱える親子 (特に子ども) のための福祉施設として、もっと積極的にアフターケアの方法や支援内容・計画等について考えていく必要性を感じた。また、アフターケアにおいて、他の地域資源とあまり連携をとれていない現状も明らかとなり、地域ネットワーク構築の前に、資源開拓や増設の必要性が示唆された。